

40489

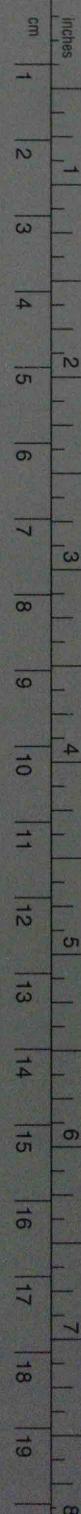
教科書文庫

4
110
32-1905
2000302758

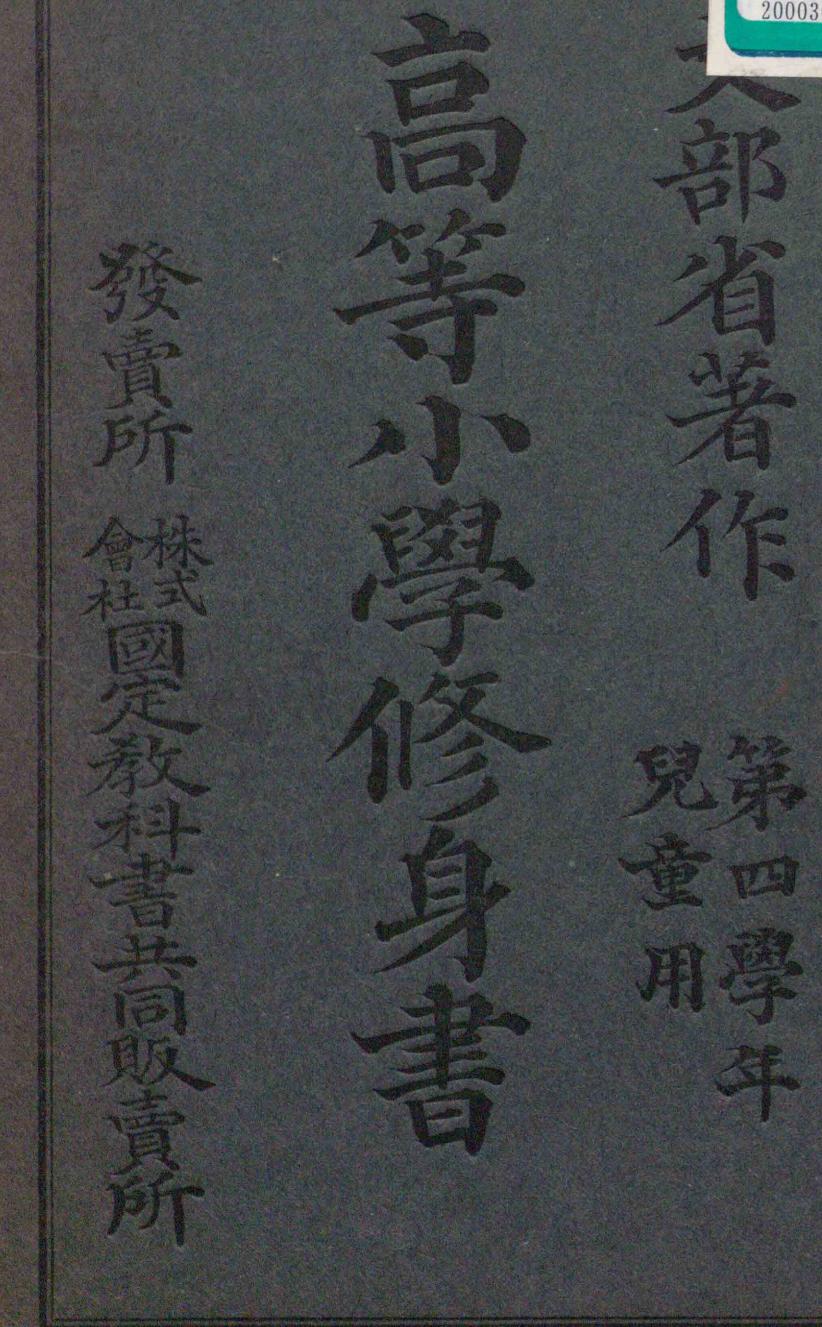
20003
02758**Kodak Gray Scale****C Y M**

© Kodak, 2007. TM. Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

**Kodak Color Control Patches**

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



發賣所 株式會社國定教科書販賣所

教科書文庫
4
110
32-1905
2000302758

資料室

395.9
Mo 14

文部省著作

第四學年

兒童用

教科書文庫
4
110
32-1905
2000302758

大廣書
高等小學修身書



發賣所

株式會社國定教科書共販賣所

広島大学図書

2000302758

目 錄

個人としての心得(つづき)

第一課 知識	一
第二課 勇氣	二
第三課 忍耐	三
第四課 反省	四
第五課 節制	五
第六課 謙遜	六
第七課 品位	七
第八課 言語	八
第九課 衣服	九
第十課 勤勞	十
第十一課 職業	十一
第十二課 競争	十二
第十三課 信用	十三
第十四課 金錢	十四

國民としての心得

第二十二課 大日本帝國	二十一
第二十三課 忠君愛國	二十二
第二十四課 國民の務	二十三
第二十五課 國民の務(つづき)	二十五
第二十六課 自治體	二十六
第二十七課 議員選舉	二十七
第二十八課 よき日本人	二十九

個人としての心得(つづき)

第一課 知識

知識は身を立つる基にして、知識なれば、何事をもなしがたし。これをみがく必要は、時勢の進歩とともに、いよいよ、その度を加ふ。

知識の種類は、きはめて多く、一人の力を以て、あらゆる知識を得んこと、もとより、望むべからず。されば、まづ、わが業務に必要な知識を得んことをつとめ、有益なる書物を読みなどして、無益に、時を費さざるよーにすべし。

少年の時は氣力盛にして記憶強く、知識をみがくに、もつとも適當なる時期なれば、この好時期を失ふべからず。少年の時、怠惰ならば、成長して後、かならず悔ゆることあるべし。

格言 玉磨カザレバ光ナシ、人學バザレバ知ナシ。

第二課 勇氣

勇氣なき人は、立派なる行をなし遂げ得ざるのみならず、人たる務を全うすること能はず。國家に大事あらんときは、一身を捧げて公に奉ぜよ。世のため、人のために、つくすにあたりては、時ありて、犠牲^{セイ}となるをも辞することなかれ。

場合^ミ或^ハ助^ハ我^ハ身^ヲ落^ル

勇氣は平日にも大切なり。困難にも屈せず、誘惑にも動かされず、私慾を制して、正道を守るは、勇氣ある行なり。過を知りながら、改むること能はず、守るべき心得を知りつつ、實行し得ざるは、勇氣の乏しきによる。平日より勇氣を養ひ、かかることなきよーにすべし。

格言 義ヲ見テセザルハ、勇ナキナリ。

過^ツテハ、改ムルニ憚^ルコトナカレ。

第三課 忍耐

およそ、事業をなし遂げんとするには、多少の困難にあふことあるべし。困難にたへて、その志を挫くことなく、つひに、その事業をなし遂ぐるは、忍耐の力による。

忍耐は大いなる事業をなす場合にのみ必要なりと思ふことなかれ、日常の行にも、また必要なれば、何人も、常に、忍耐の習慣をつくるよ一心がくべし。

格言 艱難ハ人ヲ玉ニス。

第四課 反省

知識ある人も、おのれの過を知るは難きものなれば、人常に反省して、その行を慎むべし。人より忠告をうけしどきは、よく、これをききて、おのれの過を改むべし。

昔、曾子といふ人は、日日、おのれにかへりみて、その徳を修むることをつとめたりき。フランクリンも、また、睡眠につく前に、當日なしたる行を検査したりき。人は怠惰、

恐怖、苦痛、私慾等のために、知らず知らず、過に陥りやすきものなれば、常に反省して、おのれの行を慎むべし。

第五課 節制

快樂は人に必要なるものにて、これを求むるは、人の情なり。されど、快樂には有益なるものと、有害なるものとあり。有益なるものも、これを節制せざるときは、かへって、害となるべし。されば、快樂の選擇に注意し、また、その度を失はざることをつとむべし。

世には、飲食、遊戯等の快樂のみを知りて、文學、美術等の快樂を知らざるものあり。これ等は不幸の人といふべきなり。

第六課 謙遜

六

人には長所あり、また、短所あり。おのれに長所ありとて誇ることなく、他人に短所ありとて侮るべからず。

おのれの長所は、誇らずとも、おのづから、その行にあらはるるものにして、行はすまはち、その人の品性をあらはすものなり。

人、ややもすれば、いたづらに退讓するを以て、謙遜の徳にかなへりと思ふものあれども、これ誤なり。進んで、事をなすべき場合に當りて躊躇し、意見を述ぶべき場合に當りて黙してやむがごときは、むしろ、卑屈ヒクに陥るものといふべし。

格言 人ノ短ヲイフコトナカレ、オノレノ長ヲホコ

ルコトナカレ。

満ハ損ヲ招キ、謙ハ益ヲ受ク。

第七課 品位

人は萬物の長なれば、その行も、また、これに相當せざるべからず。人にして人たるの道にそむくは、その品位を傷くるものなり。

人の知らざる所にても、行を慎むべし。人の前にも、行をかざることを要せず。ただ、良心に従ひて正しき行をなすべし。たとひ、人に褒められたりとも、その實なれば、名譽とするに足らず。人にそしられたりとも、おのれ

に悪しきところなれば恥とするに足らず。良心に從ひてこれを欺かず、以て、人たるの品位を全うすべし。

第八課 言語

言語は思想を交換するに必要なるものにして、人が高尚なる知識を有するにいたりしも、發達せる言語の力によること多し。

言語の用は思想を人に傳ふるにあれば、音聲は明瞭なるをよしとす。明瞭ならざれば、人をしてその意を誤解せしむるのそれあり。みだりに、高聲を發し、人の迷惑を顧みざるは、よろしからず。

言語を發するには、よく、時と場合とを考へざるべから

ず。人の對話せる時には、みだりに、側より話しかくべからず。祝賀の席にて、不吉なる話をなし、葬儀に列して談笑するがごときは、禮をかくものなり。

第九課 衣服

衣服は身體を保護し、その運動に便にし、また、その發達を妨げざるよーに造るべし。

衣服は、また、容儀を保つに必要なり。禮式の席に列するときのごときは、ことに、相當の服装を要す。垢つきたる衣服を着るは、健康に害あるのみならず、人をして不快の念を起さしむるものなれば、なるべく清潔なる衣服を着るべし。

第十課 勤勞

勤勞は人たるもののが本分にして、心身の發達にも大切
なり。

古より、有益なる事業をなし、身を立て、家を興しし人にして、勤勞を重んぜざりしものはあらず。二宮金次郎のごとき、フランクリンのごとき、いづれも、勤勞の功を積みし人なり。

フランクリンいはく、「怠惰は、あたかも、鑄のサヒごとし。使用せざる鍵は、鑄によりて腐蝕し、日常使用する鍵は、光輝を放つ。」と、またいはく、「今日なし得ることは、決して、明日に延すことなかれ。」と、ともに、訓戒となすべき言なり。

格言 カセグニ追ヒツク貧乏ナシ。

勤勞、門ヲ出ヅレバ、貧苦、窓ヨリ入ル。

第十一課 職業

人は職業に從事せざるべからず。職業をえらぶには、おのれの能力と種種の事情とを考へて定むべし。一たび定めたる職業は、かるがるしく、かふることなかれ。

職業に從事するには、勤勉と忍耐とを要す。勤勉にして怠らず、忍耐にして困難に屈せざれば、つひには、その事業を成就するにいたるべし。

職業に從事するには、物事に注意深きを要す。萬事に注意深ければ、日常のこととも、みな、よき経験となりて、その

業の發達を助く。古來、事業をなし遂げしは、多くは、注意深き習慣を有せし人なり。

職業に從事しては、正直に働くべからず。また、その責任を重んじ、職務のためには、時ありて、一身を捧ぐるの覺悟なかるべからず。他人の職業を羨むことなく、専心に、おのれの職業をつとめて、その進歩をはかるべきなり。

第十二課 競争

競争は社會の常の有様にして、人人の進歩を促すものなり。されど、不正なる手段によりて、他人に勝たんとするは、よろしからず。正しき道をふみて、その志を屈せず、

最後の勝利を得んことを期すべし。

人と競争するにあたり、僥倖によりて勝ちたりとて、誇るに足らず。力の限をつくして負けたりとて、恥づるに足らず。ただ、十分におのれの力をつくすべきなり。

第十三課 信用

信用は事業をなすにかくべからざるものなり。信用なきときは、人と共同して事をなしがたし。文明の進むに従ひ、信用を重んずるの風ますます加はりたれども、わが國にて、信用の、いまだ、十分に發達せざるは、歎くべきことなり。

信用を得んには、正直なるを要す。もし、約束を破ること

あらば、信用を失ふにいたるべし。また、口に立派なることをいへども、これを身に實行せざる人は、信用を得ること能はず。このほか、知識と技能とは信用を増すものなり。才見誠實ニテ謙遜尤ム外品ナリ。

第十四課 金錢

金錢を得んには、勤勉と儉約との二つを守るべし。職業に勤勉にして、金錢をまうけ、儉約を守りて、貯蓄をなすべし。少しづつの貯蓄も久しうにいたれば、積りて、大いなる額となるなり。

金錢は、なるべく借らぬよーに心がくべし。されど、有益なる事のために、その資本を借り、不時の災難のために、

借財するがごときは、やむを得ざることなり。借財せしときは、約束を違へずして、これを返すべし。

第十五課 規律

われ等は、なるべく、一定の時刻に起臥かし、一定の時刻に食事し、勤勞すべき時間と休憩すべき時間とをわかつて、常に規律正しき生活をなさざるべからず。

物品を整頓して、乱雜ならしめざるも、大切な心得なり。衣服、器物等は、なるべく、一定の場所におき、よく、順序を立つべし。かくすれば、これをさがすために、無益に、時間と労力とを費すことなし。

第十六課 自立自營

みづから勤勞して生活を營むは、貴ぶべきことにして、みだりに、他人に依頼するは、賤むべきことなり。されば、平生より、自立自營の習慣をつくるべし。

みだりに、他人に依頼して事業をなし遂げんとすることなれ。國民に自立自營の精神乏しきときは、國家も、また、自然に衰ふべし。自立自營の精神は國家のためにも大切なり。自然ノ身ハ自立自營心ノ強イモノヲ助ケ

格言 天ハミヅカラ助クルモノヲ助ク。

第十七課 學理の應用

學理を應用して、生活の便宜をはかり、生産を増殖するは、文明の進むゆゑんなり。電信、電話、汽車、汽船は、學理を

應用せる結果なり。種種の工場を設けて、生産を増すにいたりしも、學理の應用に基けり。その他、百般の業の改良進歩は、多くは、學理の應用による。文明の民たるものには、常に、學術の進歩に注意すべし。

第十八課 修徳

道徳は、貴賤貧富を問はず、男女老幼を論ぜず、大切なるものなれば、何人も、常に、修徳の工夫を積むべし。

修徳の工夫は、理想を定めて、これに達せんことをつとむるにあり。瀧鶴臺の妻が赤と白との手毬をつくりて、よき習慣をつくりたるがごとき、フランクリンが節制、沈黙、秩序、決心、儉約、勤勉、誠實、正義、中和、清潔、沈着、貞操、謙

遙の十三徳を定めて、修徳の工夫をこらししがごとき、ともに以て模範とするに足る。

格言 善ハ、小ナリトモ、ナサザルコトナカレ、惡ハ、小ナリトモ、ナスコトナカレ。

第十九課 自己の發達進歩

人はいかなる職業に從事すとも、常に自己の發達進歩をはかること大切なり。時勢は日に月に進歩するものなれば、常によく注意して、これに後ることあるべからず。

世には、學校にある間は、よく勉強すれども、卒業の後は、自己の發達進歩を怠るものあり。これ誤なり。社會は大

いなる學校のごときものにして、人は、生涯、その發達進歩をはかるべきなり。

第二十課 交際の心得

交際は社會において必要なることにして、談話はこれにかくべからざるものなり。談話は人の感情を害せざるよーに注意すべく、おのれのみ話して、他人に口を開かしめざるがごときは、無遠慮のはなはだしきものなり。すべて、談話はその場合に適するよーに心がくべし。人を訪問するときには、時刻をえらび、なるべく、先方の迷惑にならぬよーにすべし。用談にて人を訪問したるときは、用談のすみしだい辞し歸るべし。

人に接する際に、ことさら、華美なる衣服を着るの要なし。ただ、清潔なるものを着て、容儀を正しくし、禮を失はざること肝要なり。

人と應接する際には、舉動を慎み、その人に不快を感じしめざるよーにすべし。また、常に、坐作進退に注意し、無作法に流るべからず。

吉凶の際、贈物をなすには、虚飾に流れて、心にもなきことをなすはよろしからず。すべて、交際上の心得は、誠實を失はざるを以て、旨とすべし。

第二十一課 動物の取扱

およそ、地球上に住めるものは、虫けらの類にいたるま

で、感覺を有せざるはなし。しかるに、必要もなきに、苦痛を與ふるは、無慈悲なる行といふべし。まして、牛馬雞犬のごとき、みな、人に有益なるものなれば、むごく取扱ふことなく、これをいたはりやるべし。

もし、常に、動物を苦むるときは、つひには、習慣となりて、殘忍なる性格をつくるにいたるべし。慎むべきことなり。

國民としての心得

第二十二課 大日本帝國

大日本帝國は、瓊杵尊、三種の神器を受けたまひしよ

り後、その御子孫、代代、この地を治めたまひ、萬世一系の天皇上におはしまして、君臣の分かはることなし。御歴代の天皇は、厚く、臣民を愛撫したまひ、臣民もまた、皇室を尊びたてまつり、世世、忠君愛國の大義を發揚して、今日にいたれり。

今や、外國との交通大いに開け、彼我の關係ますます複雑となれり。この時に當りて、二千五百餘年來の國體を維持し、國威を發揚せんことは、われ等臣民たるもののみ務なり。

第二十三課 忠君愛國

わが帝國は、二千五百餘年の久しき歴史を有せり。一旦、

國難起らば、われ等臣民は身を棄て、家を忘れて、天皇陛下の大御心を安んじたてまつらざるべからず。

平時にありては、よく、身を修め、家をととのへ、おのの、その本分をつくすべし。農商工等の諸業に從事するものは、その業に勉勵して、國の富強を増し、學問技藝にたづさはるものは、これを研究鍊磨して、國の文明を進めんと志すべし。

わが國の情況をヨーロッパ、アメリカの諸強國の情況に比較するに、なほ及ばざる所多し。われ等はこれを思ひて、國力の充實をはかることをつとめざるべからず。

第二十四課 國民の務

我が國ハ二千五百餘
ノ長ヒイ智イ壁
史有シテラムダ
未永ニマシモツケテ
行きヨートヌルハ
我々ノ義務也
リシツドケテ行クハ
平時モ戰時モ
モ自分ノ本分ヲ
ツクスノデヤル
ニキニスル時年ノ間
他國ニ比軟干キ同
トテホコトナカシ
アタク他國ニ丘所
アチ

われ等國民は、常に、大日本帝國憲法、および、各種の法令を重んじて、かたく、これを守り、かりそめにも、これに背くべからず。

憲法は天皇、臣民權利義務、帝國議會、國務大臣及樞密顧問、司法、會計、補則の七章七十六條より成る。法令は、みな、この憲法に基きて制定せらる。

法令に法律と命令との區別あり。法律とは、帝國議會の協賛を經、天皇の御裁可によりて公布せられたる規則にして、刑法、民法、商法、刑事訴訟法、民事訴訟法等あり。命令とは、帝國議會の協賛を經ずして、發布せられたる規則にして、勅令、閣令、省令、臺灣總督府令、道廳府縣令等の

ごときものをいふなり。

第二十五課 國民の務(つづき)

われ等國民は、また、種種の務を有す。兵役の義務、納稅の義務、教育の義務のごときは、中にも大切なるものなり。國家の獨立を維持するには、軍備を要す。軍備なければ、外寇を防ぎ、内乱を鎮め、一國の獨立を全うすることを得ず。わが國の男子は、平生より、その志氣身體を鍊磨し、丁年にいたれば、入營して、兵役の義務を全うするの心がけをかるべからず。

國には種種の設備ありて、多くの費用を要す。國民は、法律の定むる所に従ひて、これを分擔せざるべからず。わ

れ等、成長の後、租税を納むるにいたらば、決して、財産を隠し、收入を詐り、納稅の期限に後れるがごときことあるべからず。

一國文化の基礎は教育にあり。教育進まざれば、國運いかでか、隆盛なるを得ん。これ、國家が學校を設けて、教育の普及、進歩をはかるゆゑんなり。われ等國民たるものには、子弟に教育を受けしめて、その知徳の發達をはからざるべからず。

第二十六課 自治體

われ等の住居する市町村は、自治體なり。自治體とは、法律上、權利を有し、義務を負ふこと個人にひとしく、公選

にかかる名譽職等を以て、みづから、その事務を處理する團體をいふ。

市町村會議員は名譽職にして、これ等の議員より成立する市町村會は、市町村に關する事件を議決す。

市町村の公民は自治の責任を分ちて、もっぱら、地方の公益をはかるべし。公民は國家に對する務を全うするとともに、市町村に對する務を全うすることをつとめざるべからず。

第二十七課 議員選舉

われ等は衆議院議員、府縣會議員、郡會議員、市町村會議員等、多くの議員を選舉せざるべからず。すべて、選舉に

際しては、公正を旨として、適當なる人物をあぐべし。ゆゑに、まづ、その選舉せんとする人の人となりを知りて後に選舉するをよしとす。他人の勧誘、教唆等を受けて、所信を枉げ、または、金錢、物品、その他の利益のために、意見を變ずることあるべからず。

われ等は選ばれて、種種の議員となることもあるべし。選舉の候補に立つものは、公正なる方法によるを要す。すでに當選したる上は、私利、私情のために、所信を枉ぐることなく、誠をつくして、公衆の福利をはかるべし。

總括

第二十八課 よき日本人

よき日本人は父母兄弟姉妹親族に對して、よく、その務をつくし、祖先を敬ふことを忘れず、主人としては、僕婢をあはれみ、僕婢としては、主人に忠實なるべし。

よき日本人は朋友、近所の人、公衆に對して、それぞれ、道を以て交り、他人の身體、財產、自由、名譽を重んずべし。恩を受けてはこれを忘れず、何事にも正直にし、約束を違へず、度量を大きくし、親切をつくし、慈善をなし、正義を重んじて、仁慈の心に富み、また、社會に對しては、その秩序を重んじ、その進歩をはかるべし。外國人に對しても、また、その道を失はざるよー心がくべし。

よき日本人は身體を發達せしめ、知識をみがき、勇氣、忍耐、反省、節制、謙遜等の諸徳を養ひ、勤勞、職業、競爭、信用、金錢等に關する心得を守り、よき習慣をつくり、徳を修め、學理の應用に心を用ひ、自己の發達進歩をはかるべし。よき日本人はわが國體を重んじ、忠君愛國の志氣を養ひ、國民としての務をつくすべし。

かくのごとくにして、身を立て、家を興し、世のため、人のために、つくすは、よき日本人の行にして、これ等の心得を守るは、明治二十三年十月三十日に下したまひし勅語の御趣意にそひたてまつるの道なり。

をはり

朕惟フニ我力皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ
徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我力臣民克ク忠ニ克
ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セル
ハ此レ我力國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實
ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦
相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及
ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器
ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲
ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉
シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キ

ハ獨リ朕力忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我力皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫
臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬
ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ
拳々服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名　御璽

明治三十七年一月十一日印行刷
明治三十七年一月十二日發行刷
明治三十八年十二月十四日翻刻印刷
明治三十八年十二月十八日翻刻發行

高等小學修身書第四學年兒童用

定價金五錢

著作權所有

發著作兼

文部省

發行者刻

龜

井

忠

一

井

忠

一

神

保

周

藏

東京市神田區裏神保町一番地

東京市神田區裏神保町一番地

東京市神田區三崎河岸第十二號地

三省堂書店

東京市神田區裏神保町一一番地

發賣所

株式會社國定教科書共同販賣所

東京市日本橋區新右衛門町十六番地

広島大学図書

2000302758

